

**課題解決型高度医療人材養成プログラム申請書**  
**(看護師・薬剤師・その他メディカルスタッフ養成プログラム)**

【様式C-1】

**事業の構想等**

申請担当大学名 (連携大学名)	大阪府立大学		
取組	2-(3)-①	申請区分	共同事業
養成する医療人 (取組2-(3)のみ)	理学療法士、作業療法士		
事業名 (全角20文字以内)	在宅ケアを支えるリハビリ専門職の育成 - 医療と在宅ケアの連携を推進する人材育成プログラム -		

**1. 事業の構想** ※事業の全体像を示した資料(ポンチ絵A4横1枚)を末尾に添付すること。

(1) 事業の全体構想

①事業の概要等

<p>〈テーマに関する課題〉                  地域包括ケアシステムの構築に向けて在宅医療・介護が推進される中、従来のような機能回復を中心とした継続的リハビリテーションに加え、活動や参加に焦点をあてた自立支援に資する取組が必要とされている。現在、養成課程において「地域理学療法学」「地域作業療法学」がそれぞれ必須単位ではあるものの、急速に展開する社会的ニーズに対応するためのカリキュラム構築が急務である。</p>
<p>〈事業の概要〉(400字以内厳守)                  在宅ケアで活躍できる理学療法士および作業療法士の人材養成をめざし、実習指導者と学士課程の学生に向けた2つの教育プログラムを実施する。実習指導者教育プログラムは、本学研究科に遠隔学習を可能とする環境を整えた「地域リハビリテーション学」を学ぶコース(履修証明プログラム)を開設し、病院勤務の指導者には病院から在宅ケアへ円滑に患者をつなぐための制度理解を、訪問リハ等在宅支援に関わる指導者には医療とのネットワーク構築を、それぞれ促すような人材養成をめざす。学士課程教育プログラムは、在宅リハビリテーションの講義と実習から構成し、指導者向けプログラム修了者が関わりながら地域医療のあり方を習得させる。在宅ケアを習得した新卒者と、医療と在宅ケアの連携体制づくりの概念を学んだ臨床家を輩出するプログラム完成後は、患者と医療情報が円滑に循環する医療・在宅ケア大阪モデル(仮称)を試行し、事業の波及効果をねらう。</p>

②大学・学部等の教育理念・使命(ミッション)・人材養成目的との関係

<p>大阪府立大学は教育と研究を通して社会の牽引役となる有為な人材を輩出し、地域社会や広く世界に貢献することが目的であり使命である。本プログラムは、現場の理学療法士・作業療法士の知識・技術を高め、今後の地域包括ケアシステムにおいて求められる高い実践能力と指導能力を有する人材の育成に資するものである。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ③新規性・独創性

理学療法士・作業療法士の養成課程における従来の臨床実習には在宅リハビリテーションを経験する施設が含まれていない。本プログラムの特色のひとつは、急性期および回復期等の院内臨床実習に加え、介護保険下での在宅リハビリテーション実習の機会とその理解を深めるための学内講義を学士課程学生に提供する点である。第二に、病院勤務の実習指導者には病院から在宅ケアへ円滑に患者をつなぐための制度理解を、訪問リハ等在宅支援に関わる指導者には医療とのネットワーク構築をそれぞれに促す履修証明プログラムを開設する点である。

### ④達成目標・評価指標

本事業による直接的効果は、学士課程学生と臨床実習指導者に対して期待される。学士課程では、在宅リハビリテーションの講義および実習の成績が、受講学生の80%以上においてB評定(70点)以上を修めることを達成目標とする。同時に、学生の主観的評価も評価指標(学内既存の授業評価システム)とし、講義・実習の満足度において肯定的評価が80%以上を達成目標とする。臨床実習指導者に対する成果は、履修証明書発行数を評価指標とし、5年間で病院勤務者に55名、在宅ケアに関わる者に55名、計110名への発行を達成目標とする。この数値は臨床実習施設数のそれぞれ約70%に該当する。

### ⑤キャリア教育・キャリア形成支援(男女共同参画,働きやすい職場環境,勤務継続・復帰支援等も含む。)

本プログラムにおける「地域リハビリテーション学」履修証明は、日本理学療法士協会および日本作業療法士協会が展開する、会員のキャリア形成向上をめざした生涯学習プログラムとの互換性をめざすものとし、本事業は実習指導者のキャリア教育との接続性も有するものである。

## (2) 教育プログラム・コース → 【様式C-2】

## 2. 事業の実現可能性

### (1) 事業の運営体制

#### ①事業の実施体制

本事業を運営するために、「学部教育プログラム検討部会」、「地域リハビリテーション学履修証明プログラム検討部会」、「学習支援環境検討部会」、「実践評価部会」、「広報部会」以上の部会を大学内に設置する(仮称)。運営の意志決定は、事業プロジェクト統括部会によるものとし、本学総合リハビリテーション学類長・研究科長、プロジェクト統括責任者、各部長および遠隔学習環境を整備するIT関連企業側責任者から構成される。学士課程の教育プログラム運営には、学内の地域理学療法学・作業療法学分野の教員に加え、在宅支援に関わる臨床実習指導者を非常勤講師として招聘する。研究科に設置する履修証明プログラム・コースは、本学の他研究科に所属する研究者・専門家(医師、看護師、保健師、社会福祉士、医療経済学者、システムエンジニア等)を講師として向かえ、他領域との連携を図りながら実施する。

#### ②事業の評価体制

本学に設置する「実践評価部会」を事務局として本事業の「評価体制開発推進委員会(仮称)」を設ける。委員会は、本学の評価開発を担当する教員と職員ならびに臨床実習施設(病院・事業所)からの委員で構成し、年数回、定期的に評価開発と相互評価の詳細計画、実施運営方法等について協議する。学部学生およびコース履修の実習指導者による評価は、学内既存の情報システムを用いて実施し、点検・評価結果は、直ちに「評価体制開発推進委員会」に伝えられ、以後の事業推進に向けて、必要な軌道修正が行われる。加えて外部の有識者からなる「外部評価委員会」を設ける。点検・評価は年度ごとに達成目標を設定し、進捗状況の管理と調整を行う。

#### ③事業の連携体制(連携大学、自治体、地域医療機関、民間企業等との役割分担や連携のメリット等)

本事業の根幹をなす二つのプログラムには、大阪府内複数の医療機関との連携が不可欠である。学士課程のプログラム「在宅リハビリテーション講義・実習」運営では、訪問リハ等を実践する事業所と連携することで、学生は病院から退院した後の患者の生活を実際に体感し、急性期から生活期までの一連のリハビリテーションを卒前に経験できる。事業所および医療機関には、「地域リハビリテーション学履修証明コース」受講のための遠隔学習環境が整備され、時間を有効活用した人材育成とキャリア教育を可能とするメリットがもたらされる。

## (2) 事業の継続・普及に関する構想等

### ①事業の継続に関する構想

本事業の最終目標は、患者と医療情報が円滑に循環する医療・在宅ケア・モデルの構築である。については、補助期間終了後も、人材育成の質の向上・保証に向けて臨床実習指導施設と共同で協議していく場合は、引き続き極めて重要であると考えている。学士課程でのプログラムの継続により在宅ケアを習得した新卒者の輩出および、補助期間に整備する遠隔学習環境によって履修証明プログラムの修了者数を延ばし、医療と在宅ケアの連携体制づくりの概念を学んだ臨床家の輩出により、在宅ケア情報共有システムの制度的定着をめざしたい。

### ②事業の普及に関する計画

本事業で開発した学部教育プログラム「在宅リハビリテーション講義・実習」並びに、実習指導者に向けた「地域リハビリテーション学」履修証明コースの普及には、理学療法士・作業療法士の職能団体（協会）広報を介して、成果報告および実施運営のための研修会開催を全国に周知させるものとする。さらに本事業の専用Webサイトを立ち上げ、プログラムの内容等について広く公表し、在宅ケア情報共有システム（医療・在宅ケア大阪モデル（仮称））についても必要なIT環境等を掲載し、改良に向けた意見交換の場を設ける。

## (3) 事業実施計画

26年度	①	7月～3月	遠隔授業のための環境整備の実施
	②	9月	学部教育プログラム作成のための臨床実習指導者合同会議の開催
	③	9月	履修証明プログラム作成のための臨床実習指導者合同会議の開催
	④	10月	学部教育および履修証明プログラム案共有のためのFDの実施
	⑤	11月～3月	遠隔授業実施にむけた教員研修プログラムの実施
	⑥	7月～3月	学部教育および履修証明プログラム作成・運用のための会議の実施
	⑦	8月～9月	履修証明プログラム作成および運営のための視察の実施
27年度	⑧	4月～9月	遠隔授業実施にむけた教員研修の実施
	⑨	10月～2月	履修証明プログラムの試行
	⑩	10月	在宅リハビリテーション実習（学部教育プログラム）の試行
	⑪	11月	学部教育プログラム改訂のための臨床実習指導者合同会議の開催
	⑫	2月	履修証明プログラム改訂のための臨床実習指導者合同会議の開催
	⑬	4月～3月	学部教育および履修証明プログラム改訂・運用のための会議の実施
28年度	⑭	4月～2月	履修証明プログラムの実施
	⑮	10月	在宅リハビリテーション実習（学部教育プログラム）の実施
	⑯	4月～3月	学部教育および履修証明プログラム改訂・運用のための会議の実施
29年度	⑰	4月～2月	履修証明プログラムの実施・再検討
	⑱	10月	在宅リハビリテーション実習（学部教育プログラム）の実施・再検討
	⑲	5月	患者共有システム試行に向けての履修証明プログラム修了生合同会議
	⑳	10月～3月	履修証明プログラム修了生を対象とした在宅ケア情報共有システムの試行
30年度	㉑	4月～2月	履修証明プログラムの実施・普及活動
	㉒	10月	在宅リハビリテーション実習（学部教育プログラム）の実施・普及活動
	㉓	4月	在宅ケア情報共有システム改訂のための履修証明プログラム修了生会議
	㉔	4月～3月	履修証明プログラム修了生を対象とした在宅ケア情報共有システムの実施
	㉕	10月～2月	総合評価
31年度 [財政支援 終了後]	㉖	4月～2月	履修証明プログラムの実施・普及活動
	㉗	10月	在宅リハビリテーション実習（学部教育プログラム）の実施・普及活動
	㉘	4月～3月	在宅ケア情報共有システムの実施と見直し

## 教育プログラム・コースの概要

大学名等	大阪府立大学地域保健学域総合リハビリテーション学類理学療法学専攻・作業療法学専攻						
病院名・その他の連携先の名称等	千里津雲台訪問看護ステーション、堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンター等						
教育プログラム・コース名	在宅リハビリテーション講義・実習プログラム						
教育プログラム・コースの目的	在宅ケアの対象者の障害像および生活を知り、在宅リハビリテーションにおける理学療法士・作業療法士の役割を理解すること。						
養成すべき人材像	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 在宅ケアにおける在宅リハビリテーションの位置づけ、他職種との連携方法を説明できる。</li> <li>2. 在宅で理学療法・作業療法を実施する際の留意事項を説明できる</li> <li>3. 家族への配慮、介助指導等の方法について説明できる。</li> <li>4. 理学療法・作業療法によって心身機能が維持・改善できる問題と、環境整備および社会的資源の活用によって維持・改善できる問題を整理することができる。</li> </ol>						
教育プログラム・コースに関連するこれまでの実績	<p>本学理学療法学専攻では、平成18年度より「訪問リハビリテーション（理学療法）実習」を必須科目として実施している。対象学生は臨床実習の全単位修了見込み者（4回生）とし、退院後の患者の生活を体感し地域における理学療法士の役割について理解する機会を設けてきた。</p> <p>作業療法学専攻では、従来の臨床実習に加えて社会福祉施設（障がい者就労支援施設、通所施設等）および訪問リハビリテーションを展開する事業所にて6週間の実習を行ない、病院と地域リハビリテーションとの連携を習得する機会を設けてきた。</p>						
教育プログラム・コースの内容・実施方法・実施体制	<p>本プログラムは、「在宅リハビリテーション」講義と実習から構成される。講義は、在宅支援に関わる理学療法士・作業療法士の臨床指導者を講師（オムニバス形式）に招き、医療・保健・福祉をめぐる社会動向を理解させた上で、在宅リハビリテーションにおける技術（拘縮・痙直、嚥下障害、呼吸障害、認知機能障害等への対応）、リスクマネジメント、および家族介護者の健康支援（筋骨格系障害の予防、精神的支援）について、実践的な知識の修得をめざす。講義科目の履修後に、訪問リハビリテーション、通所施設（介護、精神）における同行実習を通じて、実践的技術の修得と対象者の実像理解を促す。修了要件は、出席日数、習得レベルを評価する試験、臨床実習指導者による評価および学習報告会における発表内容等から総合的に判定し、一定の到達度に達</p>						
受入開始時期	平成27年4月						
受入目標人数	対象者	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	計
	理学療法学専攻4年次生 (定員25)		25	25	25	25	100
	作業療法学専攻4年次生 (定員25)		25	25	25	25	100
	計	0	50	50	50	50	200

## 教育プログラム・コースの概要

大学名等	大阪府立大学大学院総合リハビリテーション学研究所						
病院名・その他の連携先の名称等	大阪府立急性期・総合医療センター、四天王寺悲田院訪問看護ステーション等						
教育プログラム・コース名	地域リハビリテーション学履修証明プログラム・コース						
教育プログラム・コースの目的	地域包括ケアシステムの中で求められるニーズに対応できるよう、病院勤務の指導者には病院から在宅ケアへ円滑に患者をつなぐための制度理解を、訪問リハ等在宅支援に関わる指導者には医療とのネットワーク構築を、それぞれ促進できる人材育成を目的とする。						
養成すべき人材像	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療・保健・福祉をめぐる社会動向について説明できる。</li> <li>2. 対象者の在宅生活を継続させるための、病院（施設）と訪問・通所リハの連携が実践できる。</li> <li>3. 在宅ケアにおける予測と予防の評価および適切な対応ができる。</li> <li>4. 患者（利用者）に適切なソーシャルネットワークの情報収集ができる。</li> </ol>						
教育プログラム・コースに関連する今までの実績	<p>社会人大学院生を積極的に受け入れてきた本学研究所は、臨床実習指導者が数多く入学し、理学療法士・作業療法士のキャリア教育に尽力してきた。主に病院勤務者は「臨床支援系領域」にて身体機能および精神機能に関連した研究手法を、在宅支援に関わる指導者は「生活機能・社会参加支援系領域」にて生活機能の維持増進と社会参加を促進支援する研究手法を修得している。</p> <p>医療施設との連携は、臨床実習教育を通じて既に構築されている。在宅ケアに関わる事業所との連携は、既に実施している訪問リハビリテーション実習や社会福祉施設における実習協力により構築されている。</p>						
教育プログラム・コースの内容・実施方法・実施体制	<p>地域リハビリテーション学履修証明プログラムは、文部科学省が創設した社会人を対象とする履修証明制度を利用するものである。在宅看護、福祉、医療経済、情報システム等に関連した講義では学内の他研究科から専門家（医師、看護師、保健師、社会福祉士、医療経済学者、システムエンジニア等）を講師として招き、最先端の知識を提供する。全8講座を開設（8コマ/講座）し、「地域」をめぐる社会的情報（医療・保健・福祉をめぐる社会動向）から、病院と在宅ケアの連携を理解・推進するための講座（医療経済学、在宅医療におけるITの活用、病院と在宅を結ぶシステム、ソーシャルネットワークの活用）そして、在宅リハビリテーション専門職としてのスキルアップの講座（リスクマネジメント、在宅ケアにおける予測と予防、在宅医療）を習得させる。履修対象者の募集方法については、各臨床実習施設長を介して募集要項を配布し、施設内での理解・協力を得られるよう配慮をした上で募集する。履修にあたり受講者の時間的負担の軽減のため、遠隔学習を可能とするITシステム環境を整備し、利便性の高い大阪市内に位置するサテライト教室（大阪府立大学I-site なんば）での講義を併用する。</p>						
受入開始時期	平成27年10月						
受入目標人数	対象者	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	計
	病院勤務 臨床実習指導者		10	10	15	20	55
	在宅ケア 臨床実習指導者		10	10	15	20	55
	計	0	20	20	30	40	110

事業名称:在宅ケアを支えるリハビリ専門職の育成 - 医療と在宅ケアの連携を推進する人材育成プログラム -

